

## 令和4年度白鷹町観光施設支援事業費補助金交付要綱

### (目的及び交付)

第1条 町は、町内観光施設の観光振興に資するポストコロナに向けた、誘客促進となり得る新たな取組等を積極的に行うために必要な経費を支援するため、白鷹町補助金等の適正化に関する規則（昭和52年規則第5号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で町内観光施設に対し補助金を交付する。

### (補助対象者)

第2条 この補助金の交付を受けることのできる観光施設（以下「補助対象者」という。）は、山形県ポストコロナに向けた観光施設支援事業費助成金（以下「県助成金」という。）を活用した町内の事業者とする。

### (補助対象事業)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業は、県助成金の交付を受けたものとする。

### (補助対象経費)

第4条 この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、県助成金の交付を受けたものとする。なお、消費税及び地方消費税については、補助対象外とする。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額に補助率を乗じた額（その額に千円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てた額）又は補助上限額のいずれか低い額を上限とし、町長が決定する額とする。

2 補助率及び補助上限額は、別表1に掲げるものとする。

### (交付申請)

第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、令和5年3月20日までに、令和4年度白鷹町観光施設支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 県助成金交付申請書の写し
- (2) 県助成金の額の確定通知の写し
- (3) 口座振替申出書（様式第2号）
- (4) その他町長が必要と認める書類

### (補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る審査を行い、補助金を交付すべきものと認めた場合は、補助金の交付決定及び額の確定を行い、申請者に通知するものとする。

### (決定の取消し等)

第8条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手順により補助金の交付決定を受けたとき
- (2) その他町長が補助金の交付決定を取り消すことが適当と認めるとき

(補助金の返還等)

第9条 町長は、補助事業者が事業を完了できない場合又は本要綱に規定する条項に違反したと認めた場合は、決定の取り消し又は補助金の返還を命ずることができる。

(帳簿類の整備)

第10条 補助事業者は、補助金に係る経理については、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5箇年間保存しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

別表1

施設区分	町補助率	補助上限額
町内において、「山形県新型コロナウイルス対策認証制度」を取得している観光施設	1/4	333,000円
町内において、上記以外の観光施設	1/12	111,000円